あしたを、つなぐ── 野村不動産グループ

野村不動産ホールディングス

第11回 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時 平成27年 6 月26日（金曜日）
受付開始 午前 9 時　開会 午前10時

場所 東京都港区元赤坂二丁目 2 番23号
明治記念館 2 階　富士の間

決議事項

第 1 号議案　剰余金の処分の件
第 2 号議案　定款一部変更の件
第 3 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第 4 号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第 5 号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第 6 号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

野村不動産ホールディングス株式会社
証券コード3231

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（42頁～62頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

1 出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

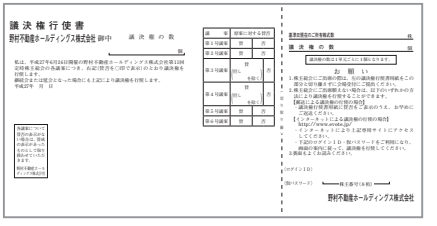
（2 **郵送（議決権行使書）**又は3 **インターネット等**による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。）

2 郵送



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

平成27年6月25日（木曜日）午後5時40分到着分まで有効です。


議決権行使書

野村不動産ホールディングス株式会社 御中　議決権の数　個

私は、平成27年6月26日開催の野村不動産ホールディングス株式会社第1回定時株主総会の各議案について、以下の通り賛否の表示をいたします。

議案ごとに賛否の記載がない場合には、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

平成27年　月　日

議案	賛否	賛	否
第1号議案	賛否		
第2号議案	賛否		
第3号議案	賛否		
第4号議案	賛否		
第5号議案	賛否		
第6号議案	賛否		

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご利用ください。

詳細は、63頁～64頁をご参照ください。

お願い

1. 株主総会にご出席の際には、当日の議決権行使書用紙をこの会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

【郵送による議決権の行使の場合】
議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご投函ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】
http://www.evote.jp/
・インターネットにより上記専用サイトにアクセスしてください。
・下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。
・お画面をよくお読みください。

ログインID

仮パスワード　株主番号（8桁）

野村不動産ホールディングス株式会社

3 インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する下記の議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶ **http://www.evote.jp/**

議決権行使期限は**平成27年6月25日（木曜日）午後5時40分まで**となります。

詳細は、63頁～64頁をご参照ください。

証券コード3231
平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
野村不動産ホールディングス株式会社
取締役社長　中井　加明三

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時40分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

［書面による議決権行使の場合］
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合］
63頁から64頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

日　時

平成27年６月26日（金曜日）午前10時

場　所

東京都港区元赤坂二丁目２番23号
明治記念館　２階　富士の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

会議の目的事項

報 告 事 項　第11期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

議決権行使の取り扱いに関する事項

⑴　書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

⑵　電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン等と携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。なお、次の事項につきましては、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、提供書面の一部として合わせて監査を受けております。

①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」の一部（平成27年５月１日付の内容）
②連結計算書類のうち「連結注記表」
③計算書類のうち「個別注記表」

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》
http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/ir_library/generalMeeting.html

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

ここに、平成26年４月１日から平成27年３月31日に至る第11期の決算につきご報告申し上げます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率の引き上げに伴い、個人消費に弱さが見られたものの、円安や原油安の進行を背景に、企業業績の改善や、設備投資の増加が見られる等、緩やかな回復基調が続きました。

不動産業界におきましては、住宅分譲市場では、建設費の高騰による販売価格の上昇や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、市場全体で供給戸数の減少が見られたものの、住宅取得支援策の継続や低金利を背景に、契約率は高水準を維持しており、堅調な事業環境が続いております。賃貸オフィス市場では、企業業績の改善に伴う拡張ニーズを受け、空室率の低下傾向が鮮明になるとともに、都心部におきましては、一部で賃料水準の上昇が見られる等、回復傾向が続いております。また、不動産投資市場では、Ｊ－ＲＥＩＴにおける投資口価格の上昇や低金利を背景とする良好な資金調達環境が継続しており、不動産取引額も高水準を維持する等、事業環境は底堅く推移しております。

このような事業環境の下、当社グループの経営成績は、営業収益は567,159百万円（前連結会計年度比6.6％増）、営業利益は71,894百万円（同3.2％減）、経常利益は63,681百万円（同0.6％減）、当期純利益は38,441百万円（同43.2％増）となりました。なお、法人税率の引下げによる繰延税金資産及び繰延税金負債の取崩しに伴い、当連結会計年度の当期純利益は3,198百万円増加しております。

セグメントごとの業績の概況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、セグメント別経営管理のより一層の充実を図るため、全社費用の一部につきましては、各セグメントへの配分方法を変更しております。あわせて、「住宅事業セグメント」に区分しておりました賃貸住宅事業につきましては、他の賃貸資産と一体となった事業推進を行うため、「賃貸事業セグメント」の区分に変更しております。

前連結会計年度の数値につきましては、変更後の全社費用の配分方法及びセグメントの区分に基づいて作成しております。

（住宅事業セグメント）

住宅事業セグメントの営業収益は359,397百万円（前連結会計年度比16.8％増）、営業利益は33,811百万円（同8.4％増）となりました。

前連結会計年度と比べ、計上戸数が増加したこと等により、増収増益となっております。

販売は順調に推移しており、マンション分譲では「プラウドタワー武蔵小杉」（神奈川県川崎市中原区）、「プラウドシティ府中マークス」（東京都府中市）、「オハナふじみ野上野台ブロッサム」（埼玉県ふじみ野市）、「プラウドシティ新大阪」（大阪府大阪市淀川区）等を、戸建分譲では「プラウドシーズン船橋小室」（千葉県船橋市）、「プラウドシーズン世田谷桜丘」（東京都世田谷区）等、マンションと戸建を合わせて7,021戸（前連結会計年度比812戸増）を売上に計上いたしました。なお、当連結会計年度末における期末完成在庫数は89戸（前連結会計年度末比58戸増）、契約済未計上残高は4,767戸（同1,422戸減）となっております。

（賃貸事業セグメント）

賃貸事業セグメントの営業収益は92,878百万円（前連結会計年度比7.0%減）、営業利益は24,447百万円（同8.8%減）となりました。

前連結会計年度と比べ、商品の売却が減少したこと、及び「浜松町ビルディング」（東京都港区）のテナントの一部が移転したこと等により、減収減益となっております。

なお、賃貸事業部門におきましては、前連結会計年度に竣工した「ＮＲＥＧ川崎ロジスティクスセンター」（神奈川県川崎市川崎区）の収益が寄与しております。また、収益不動産開発部門におきましては、「ＰＭＯ日本橋茅場町」（東京都中央区）、「ＰＭＯ神田司町」（東京都千代田区）を売上に計上しております。

当連結会計年度末の空室率は4.5%と、引続き低水準で推移しております。

（資産運用事業セグメント）

資産運用事業セグメントの営業収益は9,166百万円（前連結会計年度比50.0%減）、営業利益は4,813百万円（同39.1%減）となりました。

前連結会計年度におきまして、野村不動産マスターファンド投資法人の上場に伴う資産取得報酬、及びＳＰＣの物件売却による収入を計上したこと等により、減収減益となっております。

（仲介・ＣＲＥ事業セグメント）

仲介・ＣＲＥ事業セグメントの営業収益は30,232百万円（前連結会計年度比3.6%増）、営業利益は8,477百万円（同4.6%増）と、前連結会計年度と比べ、増収増益となりました。

なお、平成26年10月に「香港駐在員事務所」を開設しております。また、リテール部門におきましては、首都圏に「北千住センター」、「西葛西センター」、「武蔵浦和センター」、「豊洲センター」、「三軒茶屋センター」、「川崎センター」の計６店舗をオープンいたしました。

（運営管理事業セグメント）

運営管理事業セグメントの営業収益は71,635百万円（前連結会計年度比0.7%減）、営業利益は5,477百万円（同7.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度末におけるビル等管理件数は729件（前連結会計年度末比26件増）、住宅管理戸数は155,706戸（同8,190戸増）となっております。

（その他の事業セグメント）

その他の事業セグメントの営業収益は17,753百万円（前連結会計年度比4.8%減）、営業利益は167百万円（同67.1%減）となりました。

フィットネスクラブ事業部門以外で保有する資産の売却が減少したこと等により、前連結会計年度と比べ、減収減益となっております。

なお、フィットネスクラブ事業部門におきましては、平成26年６月に「デイオス24鵜の木駅前」（東京都大田区）、平成26年10月に「デイオス24井土ヶ谷」（神奈川県横浜市南区）をオープンいたしました。

事業セグメント	営業収益	営業利益
住宅事業セグメント	359,397百万円	33,811百万円
賃貸事業セグメント	92,878百万円	24,447百万円
資産運用事業セグメント	9,166百万円	4,813百万円
仲介・ＣＲＥ事業セグメント	30,232百万円	8,477百万円
運営管理事業セグメント	71,635百万円	5,477百万円
その他の事業セグメント	17,753百万円	167百万円

（注）各セグメントの営業収益及び営業利益は、セグメント間の内部売上高、振替高を含みます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、「銀座ＭＴＲビル」（東京都中央区）等、総額33,896百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、平成27年４月に「銀座ＭＴＲビル」を「野村不動産銀座ビル」に改称しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、金融機関からの借入金等により必要資金の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成26年４月１日付で、野村ビルマネジメント株式会社を存続会社、野村リビングサポート株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で、野村ビルマネジメント株式会社の商号を、野村不動産パートナーズ株式会社としております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第８期 (平成24年3月期)	第９期 (平成25年3月期)	第10期 (平成26年3月期)	第11期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
営業収益（百万円）	450,807	517,740	532,016	567,159
営業利益（百万円）	49,939	58,308	74,307	71,894
経常利益（百万円）	34,173	45,806	64,058	63,681
当期純利益（百万円）	17,591	19,357	26,844	38,441
1株当たり当期純利益(円)	92.38	101.61	140.70	201.28
総資産（百万円）	1,402,624	1,369,949	1,313,887	1,369,226
純資産（百万円）	376,486	398,276	418,697	461,031
1株当たり純資産額(円)	1,664.78	1,764.05	1,863.12	2,061.86

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
野村不動産株式会社	2,000	100.0	不動産販売･賃貸等の総合不動産事業
野村不動産投資顧問株式会社	300	100.0	J-REIT及び私募ﾌｧﾝﾄﾞ等の資産運用事業
野村不動産アーバンネット株式会社	1,000	100.0	不動産の仲介･販売受託事業
野村不動産パートナーズ株式会社	100	100.0	ｵﾌｨｽﾋﾞﾙ・ﾏﾝｼｮﾝ等の総合管理事業
ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社	14,372	65.0	ｵﾌｨｽﾋﾞﾙ･店舗等の賃貸事業
横浜ビジネスパーク熱供給株式会社	480	100.0	熱供給事業法に定める熱供給事業
株式会社ジオ・アカマツ	243	100.0	商業施設の企画･運営管理事業
野村不動産リフォーム株式会社	100	100.0	ﾏﾝｼｮﾝ等のﾘﾌｫｰﾑ事業
野村アメニティサービス株式会社	10	100.0	ﾋﾞﾙ・ﾏﾝｼｮﾝの清掃事業
ＮＲＥＧ東芝不動産ファシリティーズ株式会社	30	100.0	ｵﾌｨｽﾋﾞﾙ等の総合管理事業
株式会社プライムクロス	100	60.0	不動産ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ広告事業
株式会社メガロス	1,475	53.9	ｽﾎﾟｰﾂ施設の企画及び運営事業

(注) 1．平成27年３月24日付で、横浜ビジネスパーク熱供給株式会社の株式を追加取得し、完全子会社化しております。
2．平成27年４月１日付で、野村不動産ウェルネス株式会社を設立し、新たに重要な子会社としております。
3．株式会社メガロスを当社の完全子会社とすることを目的とした取引の一環として、平成27年４月30日に開催した当社の取締役会において、株式会社メガロスの株券等を公開買付けにより取得することを決議しております。
4．野村アメニティサービス株式会社、ＮＲＥＧ東芝不動産ファシリティーズ株式会社、株式会社プライムクロスの議決権比率は子会社保有の株式を含んでおります。

⑷ 対処すべき課題

わが国経済は、円安や原油安の進行を背景に、企業業績の改善や、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善が見られており、今後も回復基調が続くものと思われます。

今後、中長期的には、当社グループを取り巻く環境は、国内経済の成熟化や世界経済のボーダーレス化などにより不確実・不安定な状態が続くと予想されます。また、少子高齢化・世帯構成の変化をはじめとする社会構造の変化や顧客ニーズの多様化、住宅・オフィスビルのストックの増大、グローバル化の進行といった動きは、今後も長期にわたり当社グループの事業環境に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

このような環境認識の下、当社グループとしての長期ビジョン「持続的変革を通じ、高い価値を創出し続ける企業グループへ」を定めた上で、持続的成長を遂げていくことを目指して、「野村不動産グループ中長期経営計画（-2022.3）～ Creating Value through Change ～」を平成24年10月に策定いたしました。本計画は、事業期間が中長期にわたる不動産事業の特性に鑑み、平成24年度をスタートとする10年間とし、長期ビジョンの実現に向け、計画全体を３つのフェーズに区分しております。「収益力の高い事業ポートフォリオの構築」及び「持続的変革を通じた利益成長」を重点戦略とした上で、計画の段階的実行を図ってまいります。

本計画の第一段階（フェーズ１）にあたる「３カ年計画（-2016.3）」におきましては、フェーズ２以降に発展的成長を遂げていく上での整備期間と位置付けており、「既存事業における確実な収益拡大」、「更なる成長に向けた財務基盤の整備」及び「長期的視点での成長実現に向けた積極的な取組み」の３点を基本戦略に定めております。また、各事業の成長性及び当社グループの優位性を踏まえ、「コア事業である住宅事業における持続的安定成長」、「賃貸不動産ビジネスにおける積極的な投資機会の追求」、「サービス・マネジメント分野（資産運用事業、仲介・ＣＲＥ事業、運営管理事業）における積極拡大」及び「長期的視点で各事業の成長を加速させる取組み」を事業戦略上の４つの柱として取り組み、企業価値の一層の向上を追求してまいります。

引続き、株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

⑸ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、住宅事業、賃貸事業、資産運用事業、仲介・ＣＲＥ事業、運営管理事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 住宅事業セグメント
マンション・戸建住宅等の開発分譲事業等を行っております。

② 賃貸事業セグメント
オフィスビル・商業施設等の開発・賃貸、不動産投資市場向け収益不動産の開発・販売、建築工事の設計監理、商業施設の企画・運営業務の受託等を行っております。

③ 資産運用事業セグメント
私募ファンド、Ｊ－ＲＥＩＴ及び不動産証券化商品等を対象とした資産運用業務等を行っております。

④ 仲介・ＣＲＥ事業セグメント
不動産の仲介・コンサルティング業務、マンション・戸建住宅等の販売受託等を行っております。

⑤ 運営管理事業セグメント
オフィスビル等の管理業務・テナント工事、マンションの管理業務・修繕工事等を行っております。

⑥ その他の事業セグメント
フィットネスクラブ事業等を行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社の事業所

本社：東京都新宿区西新宿一丁目26番２号

② 重要な子会社の主要な事業所

野村不動産株式会社本社（東京都新宿区）
野村不動産投資顧問株式会社本社（東京都新宿区）
野村不動産アーバンネット株式会社本社（東京都新宿区）
野村不動産パートナーズ株式会社本社（東京都新宿区）
ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社本社（東京都港区）
横浜ビジネスパーク熱供給株式会社本社（神奈川県横浜市保土ヶ谷区）
株式会社ジオ・アカマツ本社（東京都新宿区）
野村不動産リフォーム株式会社本社（東京都新宿区）
野村アメニティサービス株式会社本社（東京都新宿区）
ＮＲＥＧ東芝不動産ファシリティーズ株式会社本社（東京都港区）
株式会社プライムクロス本社（東京都新宿区）
株式会社メガロス本社（東京都渋谷区）

⑺ **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数
住宅事業	1,093 （132）名
賃貸事業	551 （61）名
資産運用事業	164 （4）名
仲介・ＣＲＥ事業	1,344 （109）名
運営管理事業	2,121 （2,357）名
その他の事業	513 （407）名
全社（共通）	243 （8）名
合計	6,029 （3,078）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	―	44.2歳	1.9年

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。
２．使用人は、主に野村不動産株式会社をはじめとするグループ会社からの出向者でありますが、平均勤続年数は当社における勤続年数であり、出向元での勤続年数は通算しておりません。
３．上記のほか、野村不動産株式会社との兼務者が148名おります。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

当社グループは、当社を中心に資金調達を行い、関係会社へ資金供給を行うグループファイナンスを原則としております。当事業年度末における当社の主な借入先の状況は次のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	83,000百万円
株式会社三井住友銀行	78,000百万円
株式会社みずほ銀行	63,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	40,000百万円
株式会社りそな銀行	38,000百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	38,000百万円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　450,000,000株

② 発行済株式の総数　191,119,700株（自己株式1,206株を含みます。）
（注）ストックオプションの権利行使により、発行済株式の総数は212,900株増加しております。

③ 株主数　43,287名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
野村土地建物株式会社	647,775百株	33.89%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	73,143百株	3.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	60,979百株	3.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	56,635百株	2.96%
野村不動産ホールディングス従業員持株会	29,730百株	1.55%
ＪＡＰＡＮ　ＲＥ　ＦＩＤＥＬＩＴＹ	26,413百株	1.38%
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　－　ＷＥＳＴ　ＰＥＮＳＩＯＮ　ＦＵＮＤ　ＣＬＩＥＮＴＳ　－　ＥＸＥＭＰＴ　５０５２３３	25,089百株	1.31%
ＣＢＮＹ－ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ　ＯＦ　ＮＯＲＷＡＹ	21,039百株	1.10%
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＷＥＳＴ　ＣＬＩＥＮＴ　－　ＴＲＥＡＴＹ　５０５２３４	20,208百株	1.05%
ＴＨＥ　ＢＡＮＫ　ＯＦ　ＮＥＷ　ＹＯＲＫ　ＭＥＬＬＯＮ　１４００３０	19,634百株	1.02%

（注）持株比率は自己株式（1,206株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額（1株当たり）
2008年度第３回新株予約権	平成20年７月24日	1,912個	191,200株	平成22年８月11日から平成27年８月10日まで	2,255円
2009年度第３回新株予約権	平成21年７月23日	2,027個	202,700株	平成23年８月11日から平成28年８月10日まで	1,663円
2010年度第３回新株予約権	平成22年７月29日	2,264個	226,400株	平成24年８月23日から平成29年８月22日まで	1,194円
2011年度第３回新株予約権	平成23年７月28日	2,278個	227,800株	平成25年８月23日から平成30年８月22日まで	1,457円
2012年度第１回新株予約権	平成24年７月26日	315個	31,500株	平成26年８月23日から平成31年８月22日まで	１円
2012年度第２回新株予約権	平成24年７月26日	1,889個	188,900株	平成26年８月23日から平成31年８月22日まで	１円
2012年度第３回新株予約権	平成24年７月26日	2,427個	242,700株	平成26年８月23日から平成31年８月22日まで	1,451円
2013年度第１回新株予約権	平成25年６月27日	202個	20,200株	平成27年７月23日から平成32年７月22日まで	１円
2013年度第２回新株予約権	平成25年６月27日	1,433個	143,300株	平成27年７月23日から平成32年７月22日まで	１円
2013年度第３回新株予約権	平成25年６月27日	3,333個	333,300株	平成27年７月23日から平成32年７月22日まで	2,429円
2014年度第１回新株予約権	平成26年６月27日	407個	40,700株	平成28年７月23日から平成33年７月22日まで	１円
2014年度第２回新株予約権	平成26年６月27日	1,944個	194,400株	平成28年７月23日から平成33年７月22日まで	１円
2014年度第３回新株予約権	平成26年６月27日	3,523個	352,300株	平成28年７月23日から平成33年７月22日まで	2,016円

（注）１．新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は100株であります。
２．新株予約権の割当を受けた者は、原則として、新株予約権の行使時まで継続して、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位にあることを要します。

② 当社役員が保有する新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

新株予約権の名称	取締役（社外取締役を除く）		監査役	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
2008年度 第３回新株予約権	67個	４名	47個	２名
2009年度 第３回新株予約権	54個	２名	54個	２名
2010年度 第３回新株予約権	－	－	27個	１名
2011年度 第３回新株予約権	93個	３名	27個	１名
2012年度 第１回新株予約権	192個	３名	－	－
2012年度 第２回新株予約権	61個	１名	－	－
2012年度 第３回新株予約権	164個	５名	27個	１名
2013年度 第１回新株予約権	105個	２名	45個	１名
2013年度 第２回新株予約権	120個	３名	－	－
2013年度 第３回新株予約権	164個	５名	33個	１名
2014年度 第１回新株予約権	407個	６名	－	－
2014年度 第３回新株予約権	217個	６名	－	－

（注）監査役が保有している新株予約権は、監査役就任前に交付されたものであります。

③ 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称	当社使用人		当社の子会社の役員及び使用人	
	交付数	交付者数	交付数	交付者数
2014年度 第２回新株予約権	－	－	1,944個	72名
2014年度 第３回新株予約権	－	－	3,306個	259名

④ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中井 加明三	取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員	野村不動産株式会社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員
沓掛 英二	取締役（代表取締役）兼副社長執行役員	——
宮嶋 誠一	取締役（代表取締役）兼執行役員住宅事業担当、開発企画管掌	野村不動産株式会社取締役（代表取締役）兼副社長執行役員
関 敏昭	取締役（代表取締役）兼執行役員運営管理事業担当兼シニア事業準備室担当	野村不動産パートナーズ株式会社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員
木村 博行	取締役兼執行役員財務統括（CFO）、IR担当	野村不動産株式会社取締役兼常務執行役員
吉田 祐康	取締役兼執行役員経営企画、関係会社管理、CSR推進部、グループ人事部、広報IR部担当、賃貸事業共同担当	野村不動産株式会社取締役兼常務執行役員 野村不動産パートナーズ株式会社取締役 NREG東芝不動産株式会社取締役 株式会社メガロス取締役
松島 茂	取締役	東京理科大学大学院教授 株式会社CAC Holdings社外取締役
篠原 聡子	取締役	日本女子大学教授 株式会社空間研究所代表取締役 株式会社隈研吾建築都市設計事務所代表取締役 合同会社篠原聡子居住デザイン研究所代表社員

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
栗原洋二	常勤監査役	野村不動産株式会社監査役 ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社社外監査役 株式会社メガロス監査役
折原隆夫	常勤監査役	野村不動産株式会社監査役 野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役 野村不動産パートナーズ株式会社社外監査役 株式会社ジオ・アカマツ監査役 株式会社メガロス社外監査役
藤谷茂樹	常勤監査役	野村不動産株式会社社外監査役 野村不動産投資顧問株式会社社外監査役 野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役 野村不動産パートナーズ株式会社社外監査役 ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社社外監査役 株式会社プライムクロス監査役
大岸聡	監査役	西村あさひ法律事務所パートナー のぞみ債権回収株式会社取締役 日本オラクル株式会社社外取締役 野村不動産株式会社社外監査役
山手章	監査役	野村不動産株式会社社外監査役

（注）1.沓掛英二氏、宮嶋誠一氏、関敏昭氏、木村博行氏及び篠原聡子氏は、平成26年６月27日開催の定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
2.折原隆夫氏は、平成26年６月27日開催の定時株主総会において監査役に新たに選任され就任いたしました。
3.吉岡茂明氏は、平成26年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
4.取締役松島茂氏及び篠原聡子氏は、社外取締役であります。
5.監査役藤谷茂樹氏、大岸聡氏及び山手章氏は、社外監査役であります。
6.取締役松島茂氏並びに監査役大岸聡氏及び山手章氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
7.監査役折原隆夫氏は、財務に関する長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8.監査役藤谷茂樹氏は、財務に関する長年の業務経験を有しており、財務及び監査業務に関する相当程度の知見を有するものであります。
9.監査役山手章氏は、公認会計士として長年にわたり活躍され、会計及び監査の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有するものであります。
10.篠原聡子氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は隈聡子氏であります。

11.平成27年４月１日付で取締役中井加明三氏、宮嶋誠一氏、関敏昭氏、木村博行氏及び吉田祐康氏の地位、担当及び重要な兼職状況は以下のとおりとなっております。

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中井加明三	取締役社長 （代表取締役） 兼社長執行役員	野村不動産株式会社取締役会長（代表取締役）
宮嶋誠一	取締役 （代表取締役） 兼執行役員	野村不動産株式会社取締役社長（代表取締役） 兼社長執行役員
関　敏昭	取締役 （代表取締役） 兼執行役員 運営管理事業担当兼 シニア事業推進室担当	野村不動産アーバンネット株式会社取締役 野村不動産パートナーズ株式会社取締役会長（代表取締役） 野村不動産ウェルネス株式会社取締役（代表取締役）
木村博行	取締役 兼執行役員 財務統括（ＣＦＯ）、 ＩＲ担当	――
吉田祐康	取締役 兼執行役員 管理部門管掌、 関係会社管理担当	野村不動産株式会社取締役兼専務執行役員 野村不動産パートナーズ株式会社取締役 ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社取締役 野村不動産ウェルネス株式会社取締役 株式会社メガロス取締役

② 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	8名	416百万円
（うち社外取締役）	（2名）	（21百万円）
監査役	6名	132百万円
（うち社外監査役）	（3名）	（56百万円）
合計	14名	548百万円

（注）1.当事業年度末現在の監査役は５名（うち社外監査役は３名）であります。上記監査役の員数と相違しておりますのは、平成26年６月27日付で辞任した監査役１名が含まれているためであります。
2.取締役の報酬額は、平成18年６月26日開催の定時株主総会決議により年額650百万円以内、また、監査役の報酬額は、平成25年６月27日開催の定時株主総会決議により年額150百万円以内となっております。
3.上記支給額には、当事業年度の役員賞与引当額（社外取締役を除く取締役６名に対し128百万円及び監査役３名に対し28百万円（うち社外監査役１名に対し9百万円））及びストックオプションによる報酬額（社外取締役を除く取締役６名に対し79百万円）が含まれております。

③　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	松島　茂	東京理科大学大学院教授	該当事項はありません。
		株式会社CAC Holdings社外取締役	該当事項はありません。
取締役	篠原聡子	日本女子大学教授	該当事項はありません。
		株式会社空間研究所代表取締役	該当事項はありません。
		株式会社隈研吾建築都市設計事務所代表取締役	該当事項はありません。
		合同会社篠原聡子居住デザイン研究所代表社員	該当事項はありません。
監査役	藤谷茂樹	野村不動産株式会社社外監査役	同社は当社の100％子会社であります。また、同社と当社の間に金銭貸借取引等があります。
		野村不動産投資顧問株式会社社外監査役	同社は当社の100％子会社であります。また、同社と当社の間に資金の預託等の取引関係があります。
		野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役	同社は当社の100％子会社であります。また、同社と当社の間に資金の預託等の取引関係があります。
		野村不動産パートナーズ株式会社社外監査役	同社は当社の100％子会社であります。また、同社と当社の間に資金の預託等の取引関係があります。
		ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社社外監査役	同社は当社が65％出資する子会社であります。また、同社と当社の間に金銭貸借取引等があります。
		株式会社プライムクロス監査役	同社は当社の100％子会社である野村不動産株式会社が60％出資する子会社であります。また、同社と当社の間に資金の預託等の取引関係があります。

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	大岸　聡	西村あさひ法律事務所パートナー	該当事項はありません。
		のぞみ債権回収株式会社取締役	該当事項はありません。
		日本オラクル株式会社社外取締役	該当事項はありません。
		野村不動産株式会社社外監査役	同社は当社の100％子会社であります。また、同社と当社の間に金銭貸借取引等があります。
監査役	山手　章	野村不動産株式会社社外監査役	同社は当社の100％子会社であります。また、同社と当社の間に金銭貸借取引等があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	松島　茂	当事業年度開催の取締役会（15回開催、13回出席）に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	篠原聡子	平成26年６月27日就任以降に開催された取締役会（12回開催、11回出席）に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	藤谷茂樹	当事業年度開催の取締役会（15回開催、15回出席）及び監査役会（13回開催、13回出席）に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大岸　聡	当事業年度開催の取締役会（15回開催、14回出席）及び監査役会（13回開催、13回出席）に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	山手　章	当事業年度開催の取締役会（15回開催、15回出席）及び監査役会（13回開催、13回出席）に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額となります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	202百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合算額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、コンプライアンス推進に関する助言・指導の業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

(注) 平成27年４月28日開催の監査役会の決議により、平成27年５月１日付で「取締役会は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、」を「監査役会は、」に改定しております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当社は取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を取締役会において定め、取締役及び執行役員は率先垂範して同規程を遵守する。

ロ.取締役会への付議及び報告の基準となる「取締役会規程」及び「決裁及び手続きの運用ガイドライン」を定め、取締役及び執行役員は同規程及び同ガイドラインに則り業務を執行する。

ハ.取締役及び執行役員の業務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の管理体制と情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録その他取締役及び執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を、常時、取締役、執行役員及び監査役から閲覧の要請があった場合にすみやかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.取締役会は「リスク管理規程」に則りリスク管理全般を統括し、相互牽制機能の実効性が確保される体制を整備するとともに、適切な人員配置、人材育成のための教育、リスク管理の役職員への周知徹底及び事故防止のための適切な方策の策定を行う。

ロ.経営に係るリスクに関する審議を行うため、取締役会において指名された当社及びグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスク管理規程」及び「リスクマネジメント委員会運営規程」に則り、リスクの定期的なモニタリング、評価及び分析

を行うとともに、企業経営、事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等について対応策の基本方針を審議する。

「リスクマネジメント委員会」は原則として月１回、必要あるときは臨時に開催し、３ヶ月に１回以上、審議内容を取締役会に報告する。

ハ.緊急を要する重要なリスクが発生した場合には「リスク管理規程」に則り、リスクマネジメント委員会委員長並びに「リスク管理規程」に定める当社及びグループ会社の取締役及び執行役員が協議のうえ対応策の基本方針を決定し、当社及びグループ会社はこの方針に則った対応を行う。

④　取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入する。

ロ.取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長執行役員の指示の下に業務を執行する。

ハ.取締役会において、年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次での進捗状況管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックする。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は持株会社であることから、当社単独ではなく企業グループ全体を対象とした以下のコンプライアンス体制を構築する。

イ.お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。

ロ.当社に「ＣＳＲ委員会」及びＣＳＲ推進部を設け、グループ全体でのＣＳＲ意識の向上を図るため、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。

ハ.グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置する。通報及び相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長）と外部（弁護士）にそれぞれ設ける。

⑥　当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社からなる企業集団は、持株会社である当社を軸に野村不動産グループを形成している。野村不動産グループでは、業務の適正を確保するために、下記の体制を整備する。

イ.お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。

ロ.当社に「経営会議」を設置し、グループ経営に関する重要事項及びグループ会社全般の業務執行に関する事項を審議するとともに、グループ経営の意思統一を図る。

ハ.当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体における内部統制に関する事項及びグループ経営にかかわるリスクに関する事項の審議を行い、情報の共有を図る。

ニ.当社において「関係会社管理規程」を定め、グループ各社において重要事項を決定する際には、事前に当社との協議又は当社への報告を求める。

ホ.当社に監査部を設け、「グループ内部監査規程」に則り、各グループ会社が行う内部監査のレビューを実施することで、グループ全体の監査品質の維持向上を図る。

ヘ.当社に「ＣＳＲ委員会」及びＣＳＲ推進部を設け、グループ全体でのＣＳＲ意識の向上を図るため、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。

ト.グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置する。通報及び相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長）と外部（弁護士）にそれぞれ設ける。

⑦　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、野村不動産グループの財務報告の信頼性を確保するために、グループの「財務報告に係る内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。

⑧　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室に専任者を配置し、監査業務を補助するものとする。

⑨　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項の専任者に係る人事に関し、取締役は監査役会と事前に協議を行う。

⑩　取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ.取締役、執行役員及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令又は定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、その内容につき監査役会にすみやかに報告を行うものとする。
ロ.「グループ内部監査規程」に基づき、監査部は監査役に対し監査結果及び改善状況等を報告する。
ハ.グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は、当社の監査役からの求めがあった場合、各社における業務の執行状況につき報告を行うものとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ.監査役及び監査役会は、取締役社長、会計監査人、監査部と定期的に意見を交換する場を持つこととする。
ロ.各監査役は分担して、当社の重要な会議体である「経営会議」、「ＣＳＲ委員会」、「予算委員会」、「リスクマネジメント委員会」、「ＩＴ戦略委員会」及び「賃貸資産戦略委員会」へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができる。
ハ.監査役のうち半数以上を社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な業務監査を実施できる体制とする。

（注）平成27年３月20日開催及び平成27年４月30日開催の取締役会の決議により、内容の一部を改定しております。改定後の内容（平成27年５月１日現在）につきましては、下記当社ウェブサイトに掲載しております。
《当社ウェブサイト》
http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/ir_library/generalMeeting.html

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**549,300**	**流動負債**	**305,188**
現金及び預金	47,420	支払手形及び買掛金	48,662
受取手形及び売掛金	15,029	短期借入金	151,800
有価証券	3,000	1年内償還予定の社債	3,000
販売用不動産	61,583	未払法人税等	13,097
仕掛販売用不動産	237,500	預り金	25,095
開発用不動産	130,221	繰延税金負債	124
営業エクイティ投資	6,316	賞与引当金	6,218
繰延税金資産	5,688	役員賞与引当金	606
その他	42,586	事業整理損失引当金	83
貸倒引当金	△47	その他	56,498
固定資産	**819,926**	**固定負債**	**603,007**
有形固定資産	**730,076**	社債	30,000
建物及び構築物	236,787	長期借入金	431,900
土地	486,436	受入敷金保証金	60,749
その他	6,852	繰延税金負債	60,214
無形固定資産	**10,277**	再評価に係る繰延税金負債	4,116
投資その他の資産	**79,572**	転貸事業損失引当金	465
投資有価証券	40,853	退職給付に係る負債	11,078
敷金及び保証金	20,487	その他	4,483
繰延税金資産	14,979	**負債合計**	**908,195**
その他	3,252	純資産の部	
		株主資本	**379,774**
		資本金	**116,188**
		資本剰余金	**93,518**
		利益剰余金	**170,069**
		自己株式	**△2**
		その他の包括利益累計額	**14,285**
		その他有価証券評価差額金	**5,069**
		繰延ヘッジ損益	**78**
		土地再評価差額金	**7,644**
		為替換算調整勘定	**61**
		退職給付に係る調整累計額	**1,431**
		新株予約権	**1,563**
		少数株主持分	**65,408**
		純資産合計	**461,031**
資産合計	**1,369,226**	**負債純資産合計**	**1,369,226**

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**567,159**
営業原価		**405,107**
営業総利益		**162,051**
販売費及び一般管理費		**90,157**
営業利益		**71,894**
営業外収益		**1,699**
受取利息	50	
受取配当金	1,123	
持分法による投資利益	17	
その他	507	
営業外費用		**9,912**
支払利息	8,851	
その他	1,060	
経常利益		**63,681**
特別利益		**2,547**
固定資産売却益	206	
減損損失に伴う匿名組合損益分配額	2,203	
その他	137	
特別損失		**8,170**
減損損失	8,170	
税金等調整前当期純利益		**58,058**
法人税、住民税及び事業税		**18,069**
法人税等調整額		**△2,664**
少数株主損益調整前当期純利益		**42,653**
少数株主利益		**4,211**
当期純利益		**38,441**

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	116,024	93,353	138,971	△2	348,347
会計方針の変更による累積的影響額			1,571		1,571
会計方針の変更を反映した当期首残高	116,024	93,353	140,543	△2	349,918
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	164	164			329
剰余金の配当			△7,637		△7,637
当期純利益			38,441		38,441
連結子会社増加に伴う増加高			16		16
連結子会社増加に伴う減少高			△1,293		△1,293
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	164	164	29,526		29,855
当期末残高	116,188	93,518	170,069	△2	379,774

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△689	25	7,224	32	742	7,333	1,273	61,742	418,697
会計方針の変更による累積的影響額									1,571
会計方針の変更を反映した当期首残高	△689	25	7,224	32	742	7,333	1,273	61,742	420,268
連結会計年度中の変動額									
新株の発行									329
剰余金の配当									△7,637
当期純利益									38,441
連結子会社増加に伴う増加高									16
連結子会社増加に伴う減少高									△1,293
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,759	53	420	29	689	6,951	290	3,665	10,907
連結会計年度中の変動額合計	5,759	53	420	29	689	6,951	290	3,665	40,762
当期末残高	5,069	78	7,644	61	1,431	14,285	1,563	65,408	461,031

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**324,558**	**流動負債**	**182,748**
現金及び預金	13,118	短期借入金	146,600
売掛金	822	未払金	381
有価証券	3,000	未払費用	1,257
前払費用	2	未払法人税等	193
短期貸付金	305,817	預り金	33,889
繰延税金資産	116	賞与引当金	186
その他	1,679	役員賞与引当金	156
固定資産	**598,609**	その他	84
有形固定資産	**51**	**固定負債**	**458,800**
建物	14	社債	30,000
工具、器具及び備品	37	長期借入金	428,800
無形固定資産	**1,248**	**負債合計**	**641,548**
商標権	6	**純資産の部**	
ソフトウエア	568	**株主資本**	**280,085**
その他	673	**資本金**	**116,188**
投資その他の資産	**597,308**	**資本剰余金**	**116,177**
関係会社株式	131,332	資本準備金	116,177
関係会社長期貸付金	465,000	**利益剰余金**	**47,721**
長期前払費用	661	その他利益剰余金	47,721
繰延税金資産	314	繰越利益剰余金	47,721
その他	0	**自己株式**	**△2**
		新株予約権	**1,533**
		純資産合計	**281,619**
資産合計	**923,167**	**負債純資産合計**	**923,167**

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**23,817**
受取配当金	9,628	
金融収益	11,719	
経営指導料	1,013	
その他	1,454	
営業原価		**8,580**
営業総利益		**15,236**
販売費及び一般管理費		**5,224**
営業利益		**10,011**
営業外収益		**22**
受取利息	3	
有価証券利息	12	
法人税等還付加算金	0	
未払配当金除斥益	5	
その他	0	
経常利益		**10,034**
特別利益		**99**
新株予約権戻入益	99	
特別損失		**6**
関係会社株式評価損	6	
税引前当期純利益		**10,126**
法人税、住民税及び事業税		**495**
法人税等調整額		**△70**
当期純利益		**9,701**

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	116,024	116,013	116,013	45,657	45,657	△2	277,692	1,246	278,938
事業年度中の変動額									
新株の発行	164	164	164				329		329
剰余金の配当				△7,637	△7,637		△7,637		△7,637
当期純利益				9,701	9,701		9,701		9,701
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								287	287
事業年度中の変動額合計	164	164	164	2,063	2,063		2,393	287	2,680
当期末残高	116,188	116,177	116,177	47,721	47,721	△2	280,085	1,533	281,619

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

野村不動産ホールディングス株式会社
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 松 重　忠 之 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 竹 之 内 和 徳 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 湯　原　尚 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、野村不動産ホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村不動産ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

野村不動産ホールディングス株式会社
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 松 重　忠 之 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 竹 之 内 和 徳 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 湯　原　尚 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、野村不動産ホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

野村不動産ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤)	栗原　洋二	㊞
監査役(常勤)	折原　隆夫	㊞
監査役(常勤)	藤谷　茂樹	㊞
監査役	大岸　聡	㊞
監査役	山手　章	㊞

(注) 監査役藤谷茂樹、監査役大岸聡及び監査役山手章は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

利益配分につきましては、経営環境、設備投資計画等を総合的に勘案し、内部留保を考慮のうえ、業績に応じ、決定することとしており、第11期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金１株当たり20円を含めた年間配当金は１株当たり45円となり、前期に比べ10円の増配となります。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、4,777,962,350円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1.変更の理由

（1）事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

（2）コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするため、定款の一部を変更するものであります。

（3）改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（4）資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

（5）その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条　＜条文省略＞	第１条　＜現行どおり＞
（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)～(12)　＜条文省略＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ (13)前各号に付帯関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)～(12)　＜現行どおり＞ (13)高齢者向け施設等の開発、所有、貸借および経営ならびに介護に関する事業 (14)発電および電力サービス事業 (15)前各号に付帯関連する一切の業務
第３条　＜条文省略＞	第３条　＜現行どおり＞
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 ＜削　除＞ (3) 会計監査人
第５条および第６条　＜条文省略＞	第５条および第６条　＜現行どおり＞
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	＜削　除＞
第８条～第17条　＜条文省略＞	第７条～第16条　＜現行どおり＞

現行定款	変更案
第 4 章　　取締役および取締役会	第 4 章　　取締役および取締役会
（員数） 第18条　当会社の取締役は12名以内とする。	（員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．　＜条文省略＞ ３．　＜条文省略＞	（選任方法） 第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２．　＜現行どおり＞ ３．　＜現行どおり＞
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 ＜新　設＞	（任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条および第22条　＜条文省略＞	第20条および第21条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
2．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条　＜条文省略＞	第23条　＜現行どおり＞
＜新　設＞	（取締役への委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条　＜条文省略＞	第25条　＜現行どおり＞
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第27条　＜条文省略＞ 2．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額とする。	（取締役の責任免除） 第27条　＜現行どおり＞ 2．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額とする。

現行定款	変更案
第 5 章　監査役および監査役会	第 5 章　監査等委員会
＜新　設＞	（常勤の監査等委員） 第28条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新　設＞	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会は、各監査等委員が招集する。 ２．前項の招集は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ３．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新　設＞	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（員数） 第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	＜削　除＞
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削　除＞
（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	＜削　除＞

現行定款	変更案
2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削　除＞
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会は、各監査役が招集する。 2．前項の招集は、各監査役に対し会日より２日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	＜削　除＞
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削　除＞
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削　除＞
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	＜削　除＞

現行定款	変更案
2．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額とする。	
第６章　計　算	第６章　計　算
第36条　＜条文省略＞	第31条　＜現行どおり＞
＜新　設＞	（剰余金の配当等の決定機関） 第32条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第37条　＜条文省略＞ ＜新　設＞	（剰余金の配当の基準日） 第33条　＜現行どおり＞ 2．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
2．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	3．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	＜削　除＞
第39条　＜条文省略＞	第34条　＜現行どおり＞
＜新　設＞	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第11回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（８名）は定款変更の効力が発生した時に任期満了により退任となります。つきましては、当社の経営体制の強化を図るため、社外取締役を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　中井加明三（なかいかめぞう）（昭和25年７月30日生）　再任　所有する当社の株式の数　4,300株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和49年４月	野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社
平成23年６月	当社取締役社長（代表取締役）
平成24年２月	野村不動産株式会社取締役兼執行役員
平成24年４月	同社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員
平成24年５月	当社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員（現在に至る）
平成27年４月	野村不動産株式会社取締役会長（代表取締役）（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
野村不動産株式会社取締役会長（代表取締役）

候補者番号 2　沓掛英二（くつかけえいじ）（昭和35年９月12日生）　再任　所有する当社の株式の数　2,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和59年４月	野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社
平成19年４月	野村證券株式会社執行役
平成20年10月	同社執行役員
平成21年４月	同社常務執行役員
平成23年４月	同社専務執行役員
平成23年４月	野村ホールディングス株式会社常務執行役員
平成24年４月	同社執行役
平成24年８月	野村證券株式会社代表執行役副社長
平成25年４月	同社取締役兼代表執行役副社長
平成26年４月	当社顧問
平成26年６月	当社取締役（代表取締役）兼副社長執行役員（現在に至る）

候補者番号 3

みやじま　せいいち
宮嶋　誠一
(昭和33年８月３日生)

再　任

所有する当社の株式の数　33,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和56年４月	野村不動産株式会社入社
平成16年６月	同社取締役
平成20年４月	同社上席執行役員
平成21年４月	同社常務執行役員
平成24年４月	同社取締役（代表取締役）兼専務執行役員
平成24年５月	当社執行役員
平成26年４月	野村不動産株式会社取締役（代表取締役）兼副社長執行役員
平成26年６月	当社取締役（代表取締役）兼執行役員（現在に至る）
平成27年４月	野村不動産株式会社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
野村不動産株式会社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員

候補者番号 4

せき　としあき
関　敏昭
(昭和33年３月27日生)

再　任

所有する当社の株式の数　27,800株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和55年４月	野村不動産株式会社入社
平成15年６月	同社取締役
平成19年３月	同社常務取締役
平成19年４月	野村リビングサポート株式会社取締役社長（代表取締役）
平成20年４月	同社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員
平成22年12月	野村不動産リフォーム株式会社取締役社長（代表取締役）
平成24年５月	当社執行役員
平成25年４月	野村ビルマネジメント株式会社（現野村不動産パートナーズ株式会社）取締役
平成26年４月	野村不動産パートナーズ株式会社取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員
平成26年６月	当社取締役（代表取締役）兼執行役員（現在に至る）
平成27年４月	野村不動産アーバンネット株式会社取締役（現在に至る）
平成27年４月	野村不動産パートナーズ株式会社取締役会長（代表取締役）（現在に至る）
平成27年４月	野村不動産ウェルネス株式会社取締役（代表取締役）（現在に至る）

[担当]
運営管理事業担当兼シニア事業推進室担当
[重要な兼職の状況]
野村不動産アーバンネット株式会社取締役
野村不動産パートナーズ株式会社取締役会長（代表取締役）
野村不動産ウェルネス株式会社取締役（代表取締役）

候補者番号 5

木村 博行（きむら ひろゆき）
（昭和37年３月30日生）

再　任

所有する当社の株式の数　10,200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和59年４月	野村不動産株式会社入社
平成21年４月	同社執行役員
平成21年６月	当社取締役
平成22年４月	野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社取締役社長（代表取締役）
平成22年４月	野村不動産投資顧問株式会社取締役
平成22年４月	野村不動産投信株式会社（現野村不動産投資顧問株式会社）取締役
平成23年10月	野村不動産投資顧問株式会社常務取締役
平成24年５月	当社執行役員
平成24年６月	当社取締役兼執行役員
平成25年４月	野村不動産株式会社取締役兼常務執行役員
平成25年６月	当社執行役員
平成26年６月	当社取締役兼執行役員（現在に至る）

［担当］
財務統括（ＣＦＯ）、ＩＲ担当

候補者番号 6

吉田 祐康（よしだ ゆうこう）
（昭和37年８月８日生）

再　任

所有する当社の株式の数　10,700株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和61年４月	野村不動産株式会社入社
平成20年12月	ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社取締役（現在に至る）
平成21年４月	野村不動産株式会社取締役兼執行役員
平成21年６月	当社取締役
平成24年４月	野村不動産株式会社取締役兼常務執行役員
平成24年５月	当社取締役兼執行役員（現在に至る）
平成24年６月	株式会社メガロス取締役（現在に至る）
平成26年４月	野村不動産パートナーズ株式会社取締役（現在に至る）
平成27年４月	野村不動産株式会社取締役兼専務執行役員（現在に至る）
平成27年４月	野村不動産ウェルネス株式会社取締役（現在に至る）

［担当］
管理部門管掌、関係会社管理担当
［重要な兼職の状況］
野村不動産株式会社取締役兼専務執行役員
野村不動産パートナーズ株式会社取締役
ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社取締役
野村不動産ウェルネス株式会社取締役
株式会社メガロス取締役

候補者番号 7

松島 茂（まつしま しげる）
（昭和24年10月31日生）

再任　在任期間　2年　所有する当社の株式の数　――株

社外　独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和48年４月	通商産業省（現経済産業省）入省
平成10年６月	同省工業技術院審議官
平成11年９月	同省中部通商産業局長
平成13年４月	法政大学経営学部教授
平成19年３月	株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）社外取締役（現在に至る）
平成20年４月	東京理科大学大学院教授（現在に至る）
平成20年６月	当社社外監査役
平成24年４月	野村不動産株式会社社外監査役
平成25年６月	当社社外取締役（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
東京理科大学大学院教授
株式会社CAC Holdings社外取締役

【出席状況（当事業年度）】　取締役会　15回開催、13回出席（87%）

候補者番号 8

篠原 聡子（しのはら さとこ）
（昭和33年９月３日生）

再任　在任期間　1年　所有する当社の株式の数　――株

社外

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和58年４月	有限会社環境造形研究所（現有限会社香山壽夫建築研究所）入社
昭和62年５月	株式会社空間研究所取締役
平成２年10月	株式会社隈研吾建築都市設計事務所取締役
平成12年11月	株式会社空間研究所代表取締役（現在に至る）
平成21年３月	株式会社隈研吾建築都市設計事務所代表取締役（現在に至る）
平成22年２月	合同会社篠原聡子居住デザイン研究所代表社員（現在に至る）
平成22年４月	日本女子大学教授（現在に至る）
平成26年６月	当社社外取締役（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
日本女子大学教授
株式会社空間研究所代表取締役
株式会社隈研吾建築都市設計事務所代表取締役
合同会社篠原聡子居住デザイン研究所代表社員

【出席状況（当事業年度）】　取締役会　12回開催、11回出席（92%）

（注）1．篠原聡子氏について、次に掲げる内容のとおり同氏が代表を務める会社と当社の子会社との間で、主にコミュニティデザインのコンサルティング業務取引があります。なお、他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
(1) 同氏が代表取締役である株式会社空間研究所と当社の100%子会社（野村不動産株式会社及び野村不動産パートナーズ株式会社）との間で、上記取引があります。
(2) 同氏が代表社員である合同会社篠原聡子居住デザイン研究所と野村不動産株式会社との間で、上記取引があります。
2．松島茂氏及び篠原聡子氏は、社外取締役候補者であります。なお、篠原聡子氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は隈聡子氏であります。
3．松島茂氏及び篠原聡子氏を社外取締役候補者としました理由は、以下のとおりであります。
(1) 松島茂氏につきましては、経営学の専門家として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有されていることから、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 篠原聡子氏につきましては、建築家として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有されていることから、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。
4．松島茂氏及び篠原聡子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その就任年数は本株主総会終結の時をもって松島茂氏は２年、篠原聡子氏は１年となります。
5．当社は、松島茂氏及び篠原聡子氏との間で、会社法第427条第１項に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、松島茂氏又は篠原聡子氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号に規定する金額の合計額となります。
6．松島茂氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。同氏の選任が承認された場合、当社は独立役員として指定を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員（５名）は定款変更の効力が発生した時に任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

おり　はら　たか　お
折　原　隆　夫
（昭和33年２月６日生）

新　任　　在任期間　－年　　所有する当社の株式の数　30,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和55年４月	野村不動産株式会社入社
平成17年６月	当社取締役
平成17年６月	野村不動産株式会社取締役
平成20年４月	同社取締役兼上席執行役員
平成21年４月	同社取締役兼常務執行役員
平成22年４月	ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社取締役
平成24年５月	当社取締役兼執行役員
平成26年４月	野村不動産株式会社監査役（現在に至る）
平成26年４月	株式会社ジオ・アカマツ監査役（現在に至る）
平成26年４月	当社顧問
平成26年６月	当社監査役（現在に至る）
平成26年６月	野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役（現在に至る）
平成26年６月	野村不動産パートナーズ株式会社社外監査役（現在に至る）
平成26年６月	株式会社メガロス社外監査役（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
野村不動産株式会社監査役
野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役
野村不動産パートナーズ株式会社社外監査役
株式会社ジオ・アカマツ監査役
株式会社メガロス社外監査役

候補者番号 2

ふじ　たに　しげ　き
藤　谷　茂　樹
(昭和32年３月13日生)

新　任　在任期間　−年　所有する当社の株式の数　――株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和56年４月　野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社
平成20年４月　野村アセットマネジメント株式会社執行役
平成20年10月　野村ホールディングス株式会社執行役員
平成25年４月　野村不動産株式会社社外監査役（現在に至る）
平成25年６月　当社社外監査役（現在に至る）
平成25年６月　野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役（現在に至る）
平成25年６月　野村ビルマネジメント株式会社（現野村不動産パートナーズ株式会社）社外監査役（現在に至る）
平成26年４月　株式会社プライムクロス監査役（現在に至る）
平成26年６月　野村不動産投資顧問株式会社社外監査役（現在に至る）
平成26年６月　ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社社外監査役（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
野村不動産株式会社社外監査役
野村不動産投資顧問株式会社社外監査役
野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役
野村不動産パートナーズ株式会社社外監査役
ＮＲＥＧ東芝不動産株式会社社外監査役
株式会社プライムクロス監査役

候補者番号 3　大岸　聡（おおぎし　さとし）（昭和32年3月18日生）　新任　在任期間 −年　所有する当社の株式の数 ——株　社外　独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和56年12月	第一東京弁護士会登録
昭和56年12月	西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
昭和62年 1 月	同事務所パートナー（現在に至る）
平成17年 4 月	東海大学法科大学院教授
平成17年 4 月	のぞみ債権回収株式会社取締役（現在に至る）
平成23年 8 月	日本オラクル株式会社社外取締役（現在に至る）
平成24年 6 月	野村不動産株式会社社外監査役（現在に至る）
平成24年 6 月	当社社外監査役（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
西村あさひ法律事務所パートナー
のぞみ債権回収株式会社取締役
日本オラクル株式会社社外取締役
野村不動産株式会社社外監査役

【出席状況（当事業年度）】	取締役会　15回開催、14回出席（93%）	監査役会　13回開催、13回出席（100%）

候補者番号 4　山手　章（やまて　あきら）（昭和27年11月23日生）　新任　在任期間 −年　所有する当社の株式の数 ——株　社外　独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和52年11月	プライスウオーターハウス会計事務所入所
平成 3 年 7 月	青山監査法人代表社員 Price Waterhouseパートナー
平成12年 4 月	中央青山監査法人代表社員 PricewaterhouseCoopersパートナー
平成18年 9 月	あらた監査法人代表社員
平成25年 6 月	野村不動産株式会社社外監査役（現在に至る）
平成25年 6 月	当社社外監査役（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
野村不動産株式会社社外監査役

【出席状況（当事業年度）】	取締役会　15回開催、15回出席（100%）	監査役会　13回開催、13回出席（100%）

候補者番号	5	小野（お の） 顯（あきら） （昭和46年12月28日生）	新任	在任期間 −年	所有する当社の株式の数	——株
			社外	独立役員		

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成10年４月	東京弁護士会登録
平成10年４月	東京青山法律事務所（現ベーカー＆マッケンジー法律事務所）参加
平成11年３月	沖信・石原・清法律事務所（現スプリング法律事務所）参加
平成18年１月	同事務所パートナー（現在に至る）
平成24年６月	株式会社メガロス社外監査役（現在に至る）

［重要な兼職の状況］
スプリング法律事務所パートナー
株式会社メガロス社外監査役

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．大岸聡氏、山手章氏及び小野顯氏は、社外取締役候補者であります。
３．大岸聡氏、山手章氏及び小野顯氏を社外取締役候補者としました理由は、以下のとおりであります。
(1) 大岸聡氏につきましては、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有されていることから、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 山手章氏につきましては、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として長年にわたり活躍され、会計及び監査の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有されていることから、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。
(3) 小野顯氏につきましては、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有されていることから、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．当社は、藤谷茂樹氏、大岸聡氏及び山手章氏との間で、会社法第427条第１項に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、藤谷茂樹氏、大岸聡氏又は山手章氏の選任が承認された場合、各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計額となります。また、折原隆夫氏及び小野顯氏につきましても、折原隆夫氏又は小野顯氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
５．大岸聡氏及び山手章氏は、東京証券取引所が規定する独立役員（社外監査役）であります。大岸聡氏又は山手章氏の選任が承認された場合、当社は各氏を独立役員（社外取締役）として指定する予定であります。また、小野顯氏につきましても、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が規定する独立役員（社外取締役）として指定する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年６月26日開催の定時株主総会において年額６億5,000万円以内とご承認いただき、その範囲内において譲渡制限付新株予約権を用いてストックオプションを付与することについて平成19年６月28日及び平成24年６月28日開催の定時株主総会においてご承認いただいております。

今般、当社は第２号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額６億5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、株主の皆様との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の増大を図ることを目的に、第２号議案の承認可決を条件として、上記の報酬等の額の範囲において、譲渡制限付新株予約権を用いてストックオプションを付与することといたしたいと存じます。

ストックオプションの内容は、業績に連動した報酬等としての下記１記載の「株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を１株当たり１円とするもの）」と業績向上へのインセンティブとして下記２記載の「時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価基準により決定するもの）」を予定しております。

具体的な付与数及びこれに係る報酬等の額は、上記報酬等の額の範囲で、固定報酬、賞与、各取締役の職務内容を勘案して、相当と認められる金額を取締役会の決議により定めます。ストックオプションとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して各事業年度中に開催される定時株主総会の日から１年以内に発行する新株予約権の内容は下記の通りです（各事業年度に発行する新株予約権の上限個数1,300個の目的である株式の数は総数130,000株であり、当社の平成27年３月末日現在における発行済株式（自己株式を除く。）の総数191,118,494株の0.06％に相当します（小数点第３位以下切り捨て表示）。）。また、発行済ストックオプション残高は平成27年３月末日現在において1,825,900株であり、当社の平成27年３月末日現在における発行済株式（自己株

式を除く。）の総数191,118,494株の0.95％に相当します（小数点第３位以下切り捨て表示）。

現在の取締役は８名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役は２名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

記

１．株式報酬型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

（１）新株予約権の総数及び目的となる株式の数

・新株予約権の総数

1,000個を上限とする。

・新株予約権の目的となる株式の数

当社株式100,000株を上限とする。

新株予約権１個の目的となる株式数は100株とする。

ただし、本株主総会終結後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は１株当たりの払込みすべき金額を１円とし、これに新株予約権１個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）より３年経過した日を起算日とし、当該起算日から５年以内とする。

（４）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（５）その他の新株予約権の内容

上記（１）から（４）までの事項の細目及びその他の事項については、取締役会の決議によって定める。

2．時価型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数及び目的となる株式の数

・新株予約権の総数

300個を上限とする。

・新株予約権の目的となる株式の数

当社株式30,000株を上限とする。

新株予約権１個の目的となる株式数は100株とする。

ただし、本株主総会終結後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される１株当たりの払込みすべき金額に新株予約権１個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

１株当たりの払込すべき金額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）又は割当日の終値（終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

（3）新株予約権を行使することができる期間

割当日より３年経過した日を起算日とし、当該起算日から５年以内とする。

（4）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（5）その他の新株予約権の内容

上記（1）から（4）までの事項の細目及びその他の事項については、取締役会の決議によって定める。

以上

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第２号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は５名（うち社外取締役３名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

1．インターネットをご利用の皆様へ

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

⑴ 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）の午後５時40分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使ください。

⑵ インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

⑶　複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

⑷　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

⑸　お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点等がございましたら、以下へお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

2．機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

㈱ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場 **明治記念館 2階 富士の間**

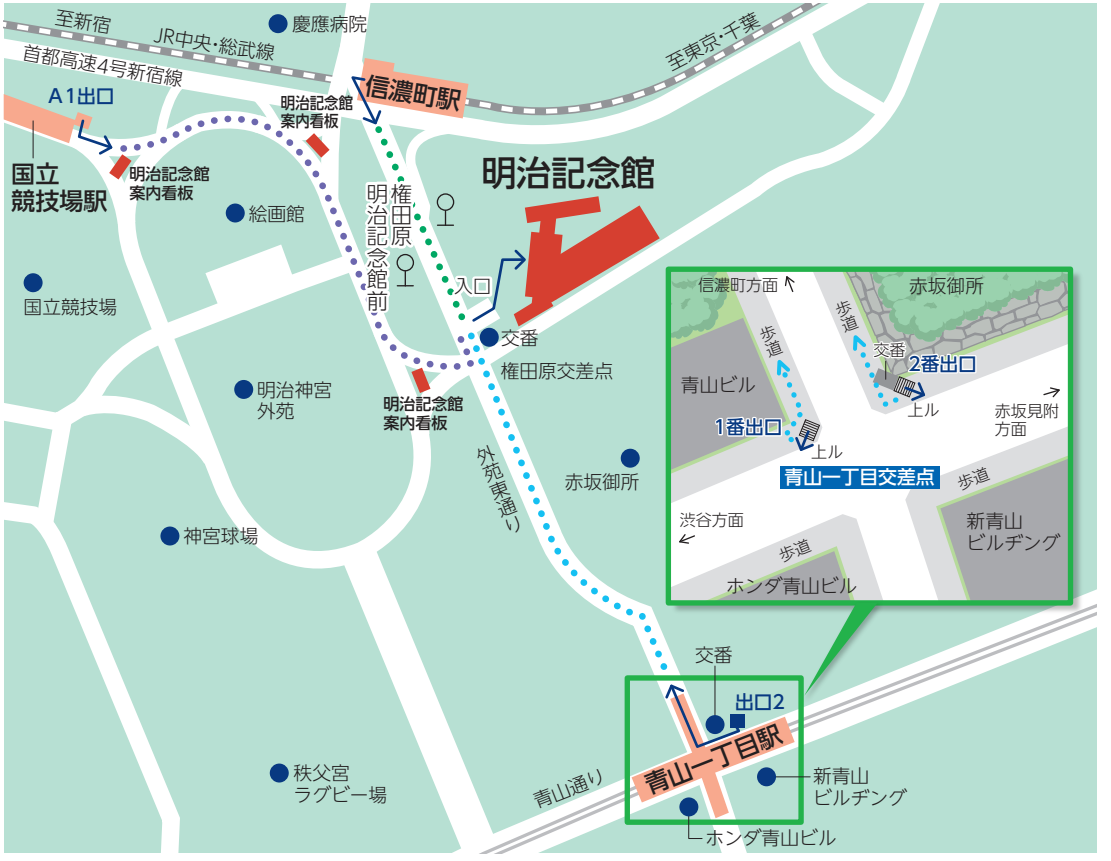
東京都港区元赤坂二丁目2番23号
電話（03）3403−1171（代）



交通

- Ｊ　Ｒ　中央・総武線**「信濃町駅」南口**より**徒歩約4分**
- 地下鉄　銀座線・半蔵門線・大江戸線**「青山一丁目駅」出口2**より**徒歩約8分**
- 地下鉄　大江戸線**「国立競技場駅」Ａ1出口**より**徒歩約8分**
- 都バス　（品97）品川車庫前〜新宿駅西口**「権田原・明治記念館前」**より**徒歩約1分**

※お願い：駐車場に限りがございますので、電車・バス等の交通機関をご利用ください。



UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境に配慮した植物油インキを使用しています。

FSC　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080